

TOPICS

12月市議会から

平成18年第4回定例市議会は、11月27日に開会し、継続審査になっていた決算に係る4議案(旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町、新長浜市)をすべて認定したほか、平成18年度一般会計補正予算など19議案1諮問を審議しました。

一般質問

主な一般質問に対する市側の答弁の要旨は次のとおりです。

○いじめ問題への対策について

新たに、「いじめの解消に向けて」という取り組みマニュアルを作成し、各校園に配布したところ。加えて、指導主事による学校訪問を行いながら、学校の体制強化と指導の徹底、さらには学校と教育委員会の連携の強化を図っているところ。また、家庭・地域・学校の連携を深めるため、例えば、各家庭

には「子どもの様子チェックリスト」を配布して、みなさんとともに解決を図っていききたいと考えています。

し、一教室当りの定員を少なくしました。また、指導員については、今後実施する募集結果を基に確保していききたいと考えています。

現在の運賃収入は、10年前に比べ約4割程度にとどまるなど、利用者の減少が顕著となっていることから、平成17年度決算では約一千七十万円の赤字が生じています。今後、運賃収入の減少のほか、県補助金の見直し問題などにより、市の負担は年々増加することが予想されます。現在、滋賀大学とともに公共交通の調査研究を進めており、代替手段の導入も含めて検討を行い、来年度には何らかの方策を講じていきたいと考えています。

○児童保育の対象拡大等について

放課後児童クラブについては、来年度から対象児童を小学校6年生までに拡充して実施するために、関係議案を提出したところであり、クラブ拡充により必要となる教室については、多くの学校で多目的教室を活用することとし、対応が困難なところはプレハブを建てることで調整をしているところです。その他、大規模クラブについては、分割

○パブリックコメントの条例化について

条例化については、いくつかの方法が考えられ、全国の自治体で検討がはじまっています。本市におきましても、条例化は必要と考えており、いち早く制度化するためには要綱で立ち上げましたが、引き続き条例化に向けて、制度の充実に努めていききたいと考えています。

○中心市街地の自治会の合併について

自治会は、住民生活の基本的な部分を支えるさまざまな機能を有することから、その役割はますます大きくなってきております。こうしたことから自治会の合併は有意義な手法だと認識しており、近隣の自治会どうしや連合自治会でも議論していただければ、と思っております。今後とも新しい自治会設立への事務手続きの指導をはじめ、必要に応じて情報提供やアドバイスなど相談に応じていきたいと考えています。

います。まずは、市民のみなさんに納得していただけるよう、「徹底した行政のスリム化」を図るとともに、「市民と行政の協働による地域経営」に軸をおき、徹底した情報の公開と提供を行い、新たな公共空間づくりを進めていききたいと考えています。

びわ診療所の廃止

50年の歴史に幕

びわ診療所は、昭和31年竹生村富田診療所として開設以来、約半世紀にわたり地域住民の医療の確保と公衆衛生の向上に大きな役割を果たしてきました。しかし、民間医療機関の開業などにより、年々受診者が減少し、赤字経営を余儀なくされてきました。市では、公設診療所としての役目は終えたとして議会に提案し、平成19年3月31日をもって廃止することが決まりました。

大臣表彰受賞

長浜市民生委員児童委員協議会(会長二居隆夫、委員181人)が、厚生労働大臣から表彰を受けられました。地域のみなさんがそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう、一人ひとりにあった相談・支援活動を地道に展開されてきたことが評価されました。今年度は緊急時における要援護世帯調査を実施されるなど、地域の福祉コミュニティづくりに励まれています。

○市町合併について

県の市町合併推進審議会が答申された「1市6町」については、前向きに捉えられるもの思っております。また、合併協議会の設置については、年内に策定予定の県の「市町合併推進構想」を踏まえるとともに、関係町の意向にも十分留意し、こうしたことが明らかになった段階において、議会のみなさんにもご相談しあげ、判断して参りたいと思っております。

○行政改革について

行政改革の基本的な方向性と具体的な手法を示すため、「行政改革大綱」と「集中改革プラン」を年内に策定していきたいと考えて

○次予防の取り組みについて

今年度は、7月に事業計画策定委員会を立ち上げ、11月には、ながはまルール策定委員会で協議を開始したところです。また、9月からは啓発事業を行うとともに、随時、ホームページ等で情報提供を行ってきました。来年度は、数百人の方を対象にパイロット事業を実施する計画であり、それを検証した上で、1万人の参加をめざす本格事業につなげていきたいと考えています。

子どもたちを守るための指針を策定!

「長浜市子どもを犯罪の被害から守る条例」にもとづき、学校および通学路等での犯罪を防止するために必要な具体的方策などを指針として定めました。今回定めた指針は、「学校等(第10条関連)」と「通学路等(第11条関連)」の2つです。

★学校等における侵入者による犯罪を防止するための指針

学校、幼稚園、保育所その他これらに類する施設に侵入する者による犯罪を防止するために必要な具体的方策を7項目

- ①学校等における職員の危機管理意識の高揚と安全対策の推進、
- ②安全教育の充実、
- ③不法侵入の防止等、
- ④安全確保についての体制の整備、
- ⑤施設設備の点検整備、
- ⑥保護者および地域住民との連携、
- ⑦警察署、消防署、医療機関等との連携

★通学路等における子どもの安全確保に関する指針

子どもが、通学、通園等に利用する道路および日常的に利用する公園、広場等における犯罪を防止するために必要な具体的方策を3項目

- ①協働・連携した安全確保の取組、
- ②学校等の体制整備、安全教育の推進、
- ③通学路等における安全な環境の整備等

※指針全文など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

TOPICS